

## 付 議 第 1 1 号

### 高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「二等機関士」を「二等機関士、甲板長、操機長、司厨長、甲板次長、甲板員、機関員、司厨員」に改める。

第6条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第6条の2第3項中「について」を「に関し」に改める。

第12条第1項及び第13条中「必要と」を「必要があると」に改める。

第18条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第19条第6号中「その他必要と」を「前各号に掲げるもののほか、必要があると」に改める。

第21条第2項第2号中「親睦<sup>ぼく</sup>」を「親睦」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

## 高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案説明

### 1 改正の目的及び内容

給料表別級別職務区分表(昭和 32 年 11 月高知県人事委員会告示第 1 号)の改正により、同区分表の職務欄に、現在県立高知海洋高等学校土佐海援丸に所属している職員の職名が表示されることに伴い、高知県立学校の管理運営に関する規則においても、県立高知海洋高等学校に置く職員についての規定を整理しようとするもの

### 2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育活動(第2条―第4条)
- 第3章 職員及び組織(第5条―第14条)
- 第4章 施設設備等の管理(第15条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条―第22条)

付則

高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)

本則

第3章 職員及び組織

(職員)

第5条 略

2～6 略

7 高知県立高知海洋高等学校に、船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、甲板長、操機長、司厨長、甲板次長、甲板員、機関員、司厨員その他の技術職員を置く。

8 略

(職員の配置)

第6条 教育委員会は、職員に対し、学校の本校又は分校への勤務を命ずるものとする。ただし、必要があると認めるときは、これらを兼ねて勤務を命ずることができる。

2 教育委員会は、高等学校に全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、職員に対し、それぞれの課程に勤務を命ずるものとする。ただし、必要があると認めるときは、これら

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 教育活動(第2条―第4条)
- 第3章 職員及び組織(第5条―第14条)
- 第4章 施設設備等の管理(第15条―第17条)
- 第5章 雑則(第18条―第22条)

付則

高知県立学校の管理運営に関する規則(抜粋)

本則

第3章 職員及び組織

(職員)

第5条 略

2～6 略

7 高知県立高知海洋高等学校に、船長、機関長、通信長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士その他の技術職員を置く。

8 略

(職員の配置)

第6条 教育委員会は、職員に対し、学校の本校又は分校への勤務を命ずるものとする。ただし、必要と認めるときは、これらを兼ねて勤務を命ずることができる。

2 教育委員会は、高等学校に全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、職員に対し、それぞれの課程に勤務を命ずるものとする。ただし、必要と認めるときは、これらを兼ね

を兼ねて勤務を命ずることができる。

- 3 教育委員会は、職員に対し、高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)第7条第1項に規定する併設型中学校又は併設型高等学校に勤務を命ずる場合において、必要があると認めるときは、これらを兼ねて勤務を命ずることができる。

(職員会議)

第6条の2 略

2 略

- 3 前2項に定めるもののほか、職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

(主任実習助手及び主任寄宿舎指導員)

第12条 必要があると認める学校に、主任実習助手及び主任寄宿舎指導員を置く。

2～4 略

(係)

第13条 必要があると認める学校に、庶務係及び経理係を置く。

第5章 雑則

(表簿)

第18条 学校においては、施行規則第28条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。

(1)～(8) 略

2・3 略

(校長の報告事項)

第19条 校長は、別に定めのあるものを除き、次に掲げる事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(保護者等が負担する経費等に関する事務処理)

て勤務を命ずることができる。

- 3 教育委員会は、職員に対し、高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則(昭和47年高知県教育委員会規則第7号)第7条第1項に規定する併設型中学校又は併設型高等学校に勤務を命ずる場合において、必要と認めるときは、これらを兼ねて勤務を命ずることができる。

(職員会議)

第6条の2 略

2 略

- 3 前2項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

(主任実習助手及び主任寄宿舎指導員)

第12条 必要と認める学校に、主任実習助手及び主任寄宿舎指導員を置く。

2～4 略

(係)

第13条 必要と認める学校に、庶務係及び経理係を置く。

第5章 雑則

(表簿)

第18条 学校においては、施行規則第28条第1項各号に掲げるもののほか、次の表簿を備えなければならない。

(1)～(8) 略

2・3 略

(校長の報告事項)

第19条 校長は、別に定めのあるものを除き、次に掲げる事項については、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) その他必要と認める事項

(保護者等が負担する経費等に関する事務処理)

第21条 略

2 校長は、学校の運営上適当であると認める場合は、次に掲げる団体からの委任に基づき、当該団体の会費その他校長が適当であると認めるものの収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 略

(2) 学校の卒業生で構成される団体で、卒業生の親睦及び卒業生による当該学校の教育活動の支援を目的とするもの

(3) 略

3 略

第21条 略

2 校長は、学校の運営上適当であると認める場合は、次に掲げる団体からの委任に基づき、当該団体の会費その他校長が適当であると認めるものの収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

(1) 略

(2) 学校の卒業生で構成される団体で、卒業生の親睦(ぼく)及び卒業生による当該学校の教育活動の支援を目的とするもの

(3) 略

3 略